

儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負楽

山本佳奈

(2008年10月2日受理)

Victory or Defeat and “Bugaku”-Winner’s Dance- of the Match Ceremony
in the Ceremony Books in the Heian Era

Kana Yamamoto

Abstract: In three match ceremony like the “Sumai” (相撲) and “Noriyumi” (賭弓) and “Kurabeuma” (競馬), done in the court of the Heian era, “Bugaku” (舞楽) -winner’s dance- (勝負楽) was played by *Konoehu* (近衛府) according to victory. I considered “Bugaku” -winner’s dance- in the ceremony books in this study. The “Bugaku” -winner’s dance- of the left in the “Sumai” ceremony has been assumed to played “Ryouou” (「陵王」) until the end of ninth century, “Batou” (「拔頭」) after that so far. However, “Bugaku” -winner’s dance- wasn’t “Ryouou”, but “Batou” at the “Sumai” ceremony from the bigining. “Bugaku” -winner’s dance- of the right was “Nasori”. There were two kinds of “Bugaku” -winner’s dance-. One was played by the winner of “Hote” (最手). Another was played by the winner side in the total score. The left played “Ryouou”, the right played “Nasori” in the “Noriyumi” and “Kurabeuma” according to total score. There was a great difference in the method of the “Bugaku” -winner’s dance- at these three match ceremony between the ninth century and tenth century. This change is related to a big problem like the conversion of ceremony, and the ideal way of the state.

Key words: “Sumai”, “Noriyumi”, “Kurabeuma”, “Bugaku” -winner’s dance, ceremony

キーワード：相撲，賭弓，競馬，勝負楽，儀礼

はじめに

本稿の目的は、平安時代の宮廷で行われた勝負儀礼である相撲・賭弓・競馬の勝敗と勝負楽の関係性、勝敗の決定方法について、主に『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの儀式書の記述を対比的に検討することを通して解明し、古記録に見える平安時代の勝負儀礼の複雑な実態を究明するための手がかりを得ようとするものである。

勝負儀礼では左右に分かれて臂力・射芸・馬芸を競

うが、勝敗結果は相対的に左勝となることが多い。これは、左勝であることが天皇の有徳を証明することになるためと考えられる。しかし、はじめから勝負儀礼が天皇徳性表示の効果を持っていたわけではなく、勝負儀礼そのものが大きく転換することによって生じた結果であると考えられる。儀礼が転換することは、儀礼によって象徴される国家のあり方そのものが転換することを意味する。そういった立場に立つ時、勝負儀礼における勝負楽のあり方の検討は、儀礼のあり方、国家のあり方を解明する上で有効な視点と言える。

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：下向井龍彦（主任指導教員）、三宅紹宣、
畠中和生、竹村信治

相撲は、毎年七月末日に内裏紫宸殿南庭を場とし、諸国から貢進された相撲人が左右にわかれて勝負を決する。相撲の競技そのものを含む儀礼は天平六年(734)に七夕の詩宴を伴って催され¹⁾て以降、9世紀を通じ

て「相撲節会」として毎年行われていたが、9世紀末から10世紀初頭にかけて「相撲召合」に転換した²⁾。賭弓は毎年正月十七日の射礼の翌十八日に、近衛・兵衛の射手が内裏射場で左右にわかれて射の的中を競う儀礼である。初見は天長元年(824)³⁾で文徳朝以降正月十八日の年中行事となり、院政末期の治承年間(1177～1181)まで記録がある⁴⁾。競馬は、当初五月五日節の二日目に行われていたが、10世紀以降節会が廃絶すると、もっぱら臨時行幸などにおける遊興の行事として、摂関私邸や神社を場として催されるようになった。近衛官人・舎人が左右に分かれて馬芸を競い、勝敗を決める。

これら三種の勝負儀礼に共通するのは、いずれも左右に分かれて勝敗を決する儀礼であること、その勝敗に基づき勝負楽が奏されることである。

勝負儀礼の勝敗と勝負楽については、これまで「相撲召合」のみが対象とされ、賭弓・競馬をも含めた勝負儀礼を総体として解明する試みはなされていない。また、相撲における勝負楽についていえば、同一の相撲節の変化の一環として、9世紀に総計勝方勝負楽が加わったとされるのみであり⁵⁾、9世紀末～10世紀初頭に「節会」段階から「召合」段階へと勝負楽のあり方が根本的に転換したとはとらえられていない。

召合での相撲の勝敗の決定方法と勝負楽の関係について、先行研究⁶⁾で指摘されているのは以下の点である。すなわち、①最手と総計の勝方により勝負楽、左勝なら「抜頭」、右勝なら「納蘇利」が奏された。②左方の勝負楽は寛平(889～898)以前は「陵王」、延喜(901～923)以降は「抜頭」が奏されるようになった。③院政期になると最手の取り組みが行われない慣例が成立し、勝敗にかかわらず奏楽されるようになった。④全体的に総計が左勝になる傾向が強くなり、その原因は「左方＝帝王方」の観念にあった⁷⁾。

まず②については、勝負楽の時期的変化としてだけでなく、勝敗の組み合わせや相撲儀礼の「節会」から「召合」への性格転換とも関連づけて理解すべき問題である。③については、史料の根拠とされる『江家次第』の「均共奏」の文言の解釈に誤りがあり⁸⁾、右の文言は、勝敗が等しい場合、つまり全体として引き分けであった場合に左右共に勝負楽を奏すると解釈すべきである。以上の問題点も考慮し、三種の勝負儀礼における勝負楽の実態を全体として解明したい。

一、相撲

9世紀の儀式書『内裏式』『儀式』に見える「相撲節会」の勝負と勝負舞との関係は次のとおりである。

A 『内裏式』(中 七月七日相撲式)

(前略) 占手勝則奏乱声、不奏最手勝則乱声及舞、自斯之後、左右互奏舞。(後略)

B 『儀式』(巻第八 相撲節儀)

(前略) 占手勝則立壽進奏之、以下、訖即乱声、自餘、訖依次相撲、相出最手之時、左右司別当親王各一人進立中庭、奏曰、某方最手奉仕^上申、左先奏、右後奏、勝方奏乱声及舞、立壽者趨出、跪計壽奏其数、自後左右互奏楽、(後略)

すなわち、「相撲節会」では20番の取り組みがあり、占手(1番)の勝方乱声のあと順次取り組みがなされ、最手(最終番)の勝方乱声と勝負舞があり、左右が互いに奏楽して終了する、という流れになる。なお次の「節代」のところで詳述するように、最手の勝方が勝負楽の後に「重」ねて「他舞」を奏する場合もあった。だが、「召合」とは異なり総計の勝方については勝負楽がない。

次に「節代」は、10世紀中頃の『九条年中行事』と『西宮記』に見える。

C 『九条年中行事』(七月 相撲節代儀)

(前略) 占手童 前二日、於御前、勝則奏乱声。(中略) 以次相撲。最手勝則奏乱声并舞。次左右各奏舞。仁和二年、延喜十三年節日。勝方勝負舞之後、重又奏他舞。(後略)

D 『西宮記』(恒例第二 七月 相撲事 節代)

(前略) 占手出。勝方乱声舞。左右奏舞。或勝負舞、後奏他舞。(後略)

「節代」でも取り組みは20番である。Cが占手勝方乱声→最手勝方乱声・舞→左右奏楽と展開しているのに対し、Dの場合、「占手」の「勝方乱声舞」のあとすぐに左右奏楽に入っているように見える。だが、「節会」の流れを念頭に置きながらCとDを対応させて考えれば、Dの記事には、Cの「占手」に続く「勝則奏乱声。(中略)以次相撲。最手」に対応する部分がすっぽり抜け落ちているとみるべきである。このことが認められれば、CとDは根本的に矛盾しないことになる。すなわち、占手の勝負後すぐに占手勝方乱声があり、占手に続く取り組みが行われた後、最手の勝方乱声及び勝負舞が奏され、左右が互いに奏楽して終了する、ということになる。この次第は「節会」と基本的に同じである。

ただしC・Dともに、左右が互いに奏する代わりに「勝負舞」の後に「他舞」を奏することもあるとして、Cに「重」ねてとあることより、「他舞」を奏するのは最手の勝方であると思われる。Cがこれを「仁

和二年・延喜十三年節日」の例として引用していることは注意を要する。仁和二年（886）は六月二十五日に「相撲司」⁹⁾を任じ、七月二十五・六日に相撲が行われ、二十六日には「相撲司」が奏楽していることも確認できる¹⁰⁾ので、「相撲節会」である。延喜十三年（913）は、七月二十五・六日に武徳殿に行幸して「相撲節」が行われている¹¹⁾。『西宮記』（恒例第二 七月相撲等）「大節」二日目の次第の冒頭に「廿六日、辰四刻、御武徳殿。^{舊例、後日無行幸、延喜十三年、看行幸}とあること、二日間同じ内容が繰り返されていることから、『西宮記』の「大節」の記載はこの延喜十三年の次第をもとに記したものと考えられる。したがってこの二例は「節代」ではなく「節会」を催した年であり、最手の勝方が勝負楽の後に「重」ねて「他舞」を奏する次第は、本来「節会」の次第だったのである。Cが「節会」の二例を「節代」の次第として引いているのは、「節代」でも最手の勝方が「他舞」を奏することがあったということを示すものであり、「節会」の次第を踏襲したものであることができる。よって、「節会」と「節代」の奏楽のあり方は根本的に相違がない。

「召合」の次第は、10世紀中頃の『西宮記』から、院政期の『江家次第』まで見られる。

E『西宮記』（恒例第二 七月 相撲事 召合）
 （前略）十七番取了、^{或有取遣、無棄者、還御。勝方乱声。左抜頭、利。最手決勝方、先乱声。最手不決勝者、依数也。}（後略）

F『北山抄』（巻第二 年中要抄下 七月 相撲事等 召合事）
 （前略）十七番了、^{日暮者、不必免数止云々。上卿復本座。三府出居退入。勝方乱声奏舞。最手勝者、不因負之多少、其方先奏。次依員勝、其方又奏舞。但往年依右最手勝、先奏納蘇利、次依員勝、左改抜頭奏麗王云々。若有余景、又他舞奏。日暮奏止云々。}（後略）

G『年中行事』（七月 相撲 召合事）
 （前略）十七番畢。勝方奏乱声。次奏舞。^{左抜頭、利。右勝時納蘇利先奏。右納蘇}

H『江家次第』（巻第八 七月 相撲召合）
 （中略）十七番畢、^{日暮者不必免数止之。七・八番停留之例不見、或有三以上取遣之例、或有拳燈決之例。近代最手不決、腕亦希決。}（中略）勝方乱声、^{依員左勝者抜頭、右勝者納蘇利、均共奏、往年最手決勝時、左員勝、右最手勝時、右先奏納蘇利、左奏麗王、亦有余景者、奏他舞云々、}四條記云、代始無樂云々、而永延・長和・承保・寛治各有之、如何、（後略）

E～Hに共通する「召合」の勝負楽の特徴は、第1に「節会」「節代」にあった占手の勝方乱声がないことである。そもそも「節会」「節代」では取り組み番数が二十番であるのに対し「召合」は「十七番」であり、それは一番の「占手」から三番までの取り組みが省略された¹²⁾ためである。第2に、最手の勝方乱声

及び勝負舞があることである。この点は「節会」「節代」と共通する。第3に、左右互いに奏楽することはなく、総計の勝方乱声・勝負舞が奏されていることである。

勝負舞については、左勝の時は「抜頭」、右勝の時には「納蘇利」が用いられ、総計の勝敗が「均」しい時には「共奏」する。また、「往年」には総計が左勝、最手が右勝の組み合わせの場合に左方が「陵王」を奏した。また、「余景」すなわち日暮れまで時間がある場合には「他舞」を奏していた、と説明されている。

E～Hには変遷も見られ、Hでは「近代最手不決」「往年最手決勝」とあり、院政期には最手の取り組みが行われないことが前提となっている。Gになると、勝負舞に「右勝時」という条件で「納蘇利先奏」としている。右勝により右方が納蘇利を「先」に奏するのは当然だが、「先」とあるのは、左方が次に「抜頭」を奏することを暗に示している。また、「右勝」の条件がなければ右方は「納蘇利」を奏さないこともわかる。つまり、左方は左勝の場合に「抜頭」を奏することに加え、右勝であっても右方の「納蘇利」の後に「抜頭」を奏するのであり、順序の違いこそあるが結果的に勝っても負けても「抜頭」を奏することになる。Gの頃には、左方は勝敗にかかわらず奏楽するようになったと考えられる。ただし、右方は「右勝」の条件がなければ奏さないから、先学の説くように左右共に勝敗にかかわらず奏楽するようになったのではなく、左方に特有の変化と言える。

以上から、まずは儀礼別に勝敗と勝負楽または相撲取り組み後の奏楽をみると、次の表1のようになる。

表1 相撲儀礼一日目の奏楽内容の比較

○：あり ×：なし

| | 内儀式 | 儀式 | 西宮記 | 九条中行事 | 西宮記 | 北山抄 | 江家次第 |
|----------|---------|------|-----|-------|-----|-----|------|
| | 七月七日相撲式 | 相撲節会 | 大節 | 節代 | 節代儀 | 召合 | 召合 |
| 占手勝方乱声 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — |
| 最手勝方乱声・舞 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △※1 |
| 左右奏楽 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | × |
| 総計勝方乱声・舞 | × | × | △※2 | × | × | △※2 | ○ |

*1：院政期には最手の勝敗を決めないのが慣例となるが、先例では行っていたとする。
 *2：最手の勝敗が決まらない場合のみ総計の勝負楽を奏する。

すなわち、「相撲節会」・「節代」では占手勝方乱声と最手勝方乱声・舞ののちに左右互いに奏楽するため、総計の勝負楽がない。一方「召合」では占手の取り組み自体が行われないために占手勝方乱声はなく、最手勝方乱声・舞ののち、総計勝負勝負楽が奏される。左右互いに奏楽することもない。

ここで解決しなければならない問題は、儀式書間に見られる差異の背景と関連させて、左方の勝負楽とされる2つの曲目、「陵王」と「抜頭」がどのように使い分けられていたのかという点である。

廣瀬氏は、寛平（889～898）以前は「陵王」、延喜（901～923）以降は「抜頭」という時期区分によるとされる¹³⁾。上参郷氏は、最手が右勝で総計が左勝であった場合、という勝敗の組み合わせも関係していると考えられる¹⁴⁾。

しかしこれらの見解は、儀式書の記述や実例と必ずしも整合せず、成り立たないように思われる。実際に「陵王」が左方の「勝負楽」に用いられたとされる事例を見てみよう。

a. 寛平七年（895）七月二十八日（宇多天皇）¹⁵⁾

寛平七年節代、左数甚多。而最後手右勝。爰右先奏納曾利、左次欲進抜頭。式部卿本康親王令止云。先例、因最後手勝、右奏勝楽、後左奏羅龍王云々。於是改新楽乱声奏龍王也。

b. 延喜十二年（912）七月二十七日（醍醐天皇）¹⁶⁾

延木十二年七月廿七日御記云、覽召合云々。（中略）相撲右勝数二。只最手不淡勝負。右乱声、奏納曾利。訖左奏陵王。負左已不可奏。因給左方別当式部卿親王・右大臣等罰酒。只舞遣使令止。而舞者已在庭中。因更仰令樂。其後左重発乱声。即仰令停止之。次右奏新烏蘇。未訖還取云々。

aの寛平七年の場合、最手右勝・総計左勝の組み合わせであり、「式部卿本康親王」¹⁷⁾が「先例」によって「抜頭」から「陵王」に改めさせたことが確認できる。しかしこの場合に注意しなければならないのは、これが「召合」ではなく「節代」と表記されることである。「節代」の場合、たとえ総計が左勝であっても、表1で示したように総計勝方勝負楽は奏されない。最手右勝による納蘇利を奏したあとは、左右が互いに奏楽するはずである。つまり、左方の「陵王」は、総計左勝の勝負楽ではなく、勝敗に関わりなく奏される左右奏楽だったということである。このように「陵王」は、「節代」において勝方勝負楽の後「左右互いに奏」した曲目だった。「節代」が消滅して半世紀あるいは1世紀経過したあと成立した『北山抄』『江家次第』が、「往年」の「召合」では総計が左勝で最手が右勝の組み合わせの場合に左方が「陵王」を奏していたと説明しているのは、かつて「召合」と区別された「節代」が存在したことを忘却し、「召合」と混同してしまったためであろう。『西宮記』の「召合」に「陵王」奏楽の記述がないのは、「節代」が行われなくなって間もない『西宮記』段階にはまだその区別が明確であったためだと思われる。

bの延喜十二年の場合、「最手」の勝負が決まらなかったために、総計の勝敗によって勝負楽が奏されて

いる。総計の勝敗にもとづく勝負楽が奏されることは「召合」に特有ではあるが、「別当」の存在が確認できること、「新烏蘇」という勝負楽にはならない曲目¹⁸⁾までもが奏されていることから、「召合」とは言えない。

ではなぜ総計勝方勝負楽が奏されるのか。「節会」の次第である『西宮記』『大節』ではこのケースと同様に最手の勝敗が決まらない場合は総計の勝方が勝負楽を奏するとしている。ちょうど儀礼の転換期に当たるこの時期には、すでに「節会」よりも「召合」を催すことが多くなっており、仁和三年（887）¹⁹⁾の「相撲節会」のあと、延喜十三年（913）に行われるまで「節会」が催された事例は確認できない。『西宮記』『大節』が最手の勝方が決まらない場合に総計勝方勝負楽を奏するとしているのも、すでに「召合」が恒例化しつつある中で、「節会」の次第が忘れ去られると同時に「召合」の次第が浸透し、久しぶりに行った延喜十三年の「節会」に至り、それが採用された結果だと見なすことが出来る。

このような相互浸透関係は、先に検討したCでも見られたことであった。仁和二年・延喜十三年の「節会」で「勝方勝負舞」のあと「重又奏他舞」を舞ったとし、それを「節代儀」として踏襲しているのがCであった。では、なぜ「節代」として継承されてしまったのか。再びbに戻ると、右方の「新烏蘇」は、右方の勝負楽である「納蘇利」の後に奏されている。これはCの「勝方勝負舞之後、重又奏他舞」に一致し、「新烏蘇」はその「他舞」に該当すると見てよい。Cに浸透が見られるのは、この延喜十二年の事例がもともとなっているからであろう。以上のことから、bもaと同様に「節代」だったと考えられる。

「節代」の通例では、「納蘇利」のあとは「左右互奏」だから、左方が「陵王」を舞っていいはずであるが、「陵王」の舞は制止された（しかしすでに出場していたから舞うことだけは黙認した）。左方「陵王」の舞のあと、右方の「新烏蘇」が奏されたのである。結果的には勝方右方の「納蘇利」、次いで左方「陵王」・右方「新烏蘇」という通常の「節代」の奏楽になったのであるが、主催者は「負左已不可奏」として「節代」の中でも勝方のみが奏する次第を採用し、勝方右方の「納蘇利」のあとただちに勝方「右方」の「他舞」「新烏蘇」を奏させようとしたのであった。

以上のようにとらえれば、相撲で奏される「陵王」はもともと勝負楽の性格を帯びた曲目ではなかったことになる。実際、b以降に「陵王」が勝負楽として相撲で奏されることはない。そもそも「節会」・「節代」の一日目にある左右が互いに奏する次第が「召合」当日にはないためである。その次第は翌日の「御覧」[抜

出]「追相撲」の中に継承され、その曲目の一つとして左方には「陵王」、右方には「新鳥蘇」が奏されることも確認できる²⁰⁾。つまり、当初から相撲の勝負楽は「抜頭」で一貫していたのである。

このような混乱が生じたのはなぜか。『西宮記』が三つの次第を残していることから推測しうが、『西宮記』の原型ができた10世紀中葉は、「節会」から「節代」・「召合」への転換後間もない段階であり、編纂者源高明は三種の相撲儀礼が並存している状況を経験している。この並存状況が、各儀式書間での継承関係を曖昧にし、「陵王」が勝負楽であるかのように理解されてしまった原因であろう。

以上の点を考慮した上で、儀式書から勝敗と勝負楽についての関係を整理すると以下のとおりである。

- (i) 勝負舞の曲目は左が「抜頭」、右が「納蘇利」。「陵王」は9世紀末～10世紀初頭の儀礼転換期における「節会」・「節代」で左方が用いた勝負舞以外の舞である。
- (ii) 「相撲節会」「節代」の勝負楽は、占手勝方乱声と最手勝方乱声・勝負舞、「召合」の勝負楽は最手勝方乱声・勝負舞、総計勝方乱声・勝負舞である。
- (iii) 「召合」の乱声・勝負舞の場合、奏楽順序は最手の勝方が先で総計の勝方が後である。引き分けの場合には、左右それぞれ乱声・勝負舞を奏する。
- (iv) 「召合」では、障など最手の勝敗が決まらない場合や日暮れ等で最手の取り組みが行われなかった場合には、総計の勝方のみ奏楽する。院政期には最手の取り組みは行われないことが前提となるため、総計勝方乱声・勝負舞のみ奏される。
- (v) 11世紀後半から「左方」は勝敗にかかわりなく奏楽するようになる。

二、賭弓

賭弓は、文徳朝以降は年中行事として行われていたものの、『儀式』は前日の射礼の次第を残すのみで賭弓に関しては記載がない。実例を見ても、9世紀までの賭弓では勝負楽を確認出来ない。仁寿二年(852)の正月十八日賭弓において「公家以白布賜勝者。其多壽者得布又多。先王旧式也」と見えるように、9世紀段階においては勝負楽ではなく懸物の形式であったと推察しうる。史料上に総計勝方勝負楽が見られるのは延長五年(927)の「乱声依仰不奏」²¹⁾であり、楽舞の初見は承平五年(935)の「龍王」²²⁾である。相撲の場合「召合」の成立を待って総計勝方勝負楽が奏されるようになったことを考えれば、賭弓が懸物から勝負楽へと転換したのは「相撲召合」の成立と同時期だっ

た可能性が高い。

10世紀中葉以降は儀式書にも詳細に記載される。以下、時期を追って見ていこう。

A『西宮記』(恒例第一 正月 賭弓)

(前略)次々射。射手有障者、上卿奏聞改替御座。中、令藏人奏。或三度止兵衛府。矢取渡西。
欲射初渡。経間前。近衛射。率近衛一人。入自轆南。取。矢取端。兵衛代渡。勝方府生取布。取布。小祥。置刺壽傍。
入夜者主殿察炬火。射庭一人。異一人。的前所。勝方将督行罰酒。(中略)勝方乱声。次舞。持射左。若其舞。的付将等。讀度數云々。(後略)

B『西宮記』(臨時六 次将事)

(前略)次次第射之。度訖。勝方府生取録。次行罰酒。(中略)度畢。勝方乱声。勝負依度算度。持時依小壽。殿上依小壽。

C『北山抄』(巻第一 年中要抄上 正月賭弓事)

(前略)次四府參射。近衛十人。兵衛七人也。或射手參入未射間。壽刺着座云々。若有申障之者。上卿取弓奏聞。先問替人奏之。御座中者。令藏人奏。若有的論。有勅。遣藏人。藏人屏較東往反。或遣五位。見天德四年御記。可為的者。仰令申的。勝方大将督。以罰酒唱平。行負方親王以下出居的付等。(中略)每度勝。其方将曹・志。令持祿布。置壽刺座前。雨儀。置壽刺。射了。十度可射也。而不及其數止之。仍上卿奉刺所仰也。依度員定勝負。度員同者。依小員。舊例。兵衛府射了。勝方奏樂。(後略)止之。而近代。後未射時。仰出居令退之。

D『北山抄』(巻第九 羽林抄 賭射)

(前略)勝方依度員定勝負。度員均者。依小員。抑射十度為限。奏樂訖。還御。(後略)

E『江家次第』(巻第三 正月丙 賭射)

(前略)次射手參入射。二度自左始。(中略)一度射了。近衛矢取還渡。勝方府生率近衛一人。取度物小拜置壽刺傍。近代無此事。勝方将行罰酒於負方。近代无此事。(中略)兵衛矢取七人渡著座。清涼抄西人。兵衛壽刺著座。兵衛佐進上卿前射手障。兵衛射畢。次二度射。自有方始。(中略)三度射了。本以十度為限。近代多五度。少三度。代初(左無利)時被延。
 1(頭書)以三度為限。限由可被仰上卿。上卿仰出居。承平六年九記。以藏人被仰止度由。上卿奉仰令退次番。先可仰出居将歟。勝方乱声。依度數。均依小員。其均者共奏之。奏勝負舞。左後樂乙矢放間出乱声。於射場南方舞。左羅陵王。必舞廣序。又乱声。右納蘇利。持時右不舞。依入深更歟。(中略)有矢論時。上卿先令将実檢。猶不決者。令頭・藏人申可件藏人由。藏人居上卿前奉仰向。(後略)

まず、賭弓の競技方法について明らかにしておく。Cより、射手は近衛府が左右各十人、兵衛府が左右各七人、勝負は「十度」までである。但し、Cでは上卿の仰により「不及其数止之」、Eでは「三度」を以て終了するとあり、「承平六年九記」に三度で限られたことを記しているの、930年代～11世紀初頭には三度が恒例となったと見られる。さらに条件があり、Dでは「左無利時」には「三度」とどめず度数を延長することがあるとし、Eでは「近代多五度、少三度」が恒例だが「代始」で「左無利」の時には度数を延長するとしている。

では、合計十七人の射手はこの十度の中でどのように勝負することになるのか。相撲の場合は左右の相撲人が一人につき一番ずつ勝負する。しかし、賭弓の場合は一度に一人というわけではなく、各射手の一度分の射数と一度における「小数」、儀式書から伺うことはできない。そこで賭弓と同じ歩射儀礼である射場始の手結を手がかりに考えてみよう。

射場始結番書様

弓場始結番 康和元年春

| | | | | |
|-------------------|----------|--------|------|--------|
| 前 | 右衛門督源朝臣 | 皮皮皮皮皮皮 | 師隆朝臣 | 皮皮皮皮皮皮 |
| | 師親 | 皮皮皮皮皮皮 | 師重 | 皮皮皮皮皮皮 |
| | 師時朝臣 | 皮皮皮皮皮皮 | | |
| 三度為限 (中略) | | | | |
| 後 | 左兵衛督藤原朝臣 | 的皮皮的皮皮 | 顕通朝臣 | 皮皮皮皮皮皮 |
| | 家定 | 皮皮皮皮皮皮 | 家時 | 皮皮皮皮皮皮 |
| | | | 実隆朝臣 | 皮皮皮皮皮皮 |
| (『朝野群載』五 朝儀下 藏人所) | | | | |

射場始の場合は、左右ではなく前後に分けられ、射手の数もこの場合は前後各五人である。この事例では三度まで行われたことが確認出来るので、各射手が三度で六射、つまり「一度」に射手一人は二本の矢を射るのである。

賭弓も同様に各射手が一度に二射したことは、「左近将監物部武能一度中^{兄矢}、衆人感悦」²³⁾からもうかがえ、一人の射手が一度の内に甲乙(兄弟)の矢を射る。近衛府各十人の射手が一度に二射で、一度の合計は二十射となり、この二十射のうちの的中数が各度の「小数」である。

すなわち各度の勝敗は、各度の左右の的中「小数」の差で決まり、全体の勝敗は勝った度数の差で決まるが、度数で「持」(引き分け)なら(例えば1勝1敗1持)、「小数」が多い方が勝ちとなる。

賭弓は以上のように勝敗が決まる団体戦であるから、射手個人の成績が賭弓の場で評価され、褒賞されることはない。しかし、総計で勝った側の大将(督)は翌日に本府で慰労の饗応を行う場合があり、出場し

た射手の個人成績優秀者たちには禄が与えられた²⁴⁾。

勝負楽の曲目は、Eから左方が「羅陵王」(陵王)、右方が「納蘇利」であることがわかる。勝敗と勝負楽の関係について見てみると、勝負楽が奏されるのはB「度算」、C・D「度員」、E「度数」とあるので、いずれも各「度」の総計の勝方となる。「度」の総計が等しいときには、B「小壽」、C・D・E「小員」とあるように小数の総計の勝方となる。それでも総計が等しい場合のみ引き分けと判断される。

以上をふまえ、賭弓の勝敗と勝負楽について儀式書を整理すると、

- i) 一度の射ごとに勝敗を決め、勝負楽に関わる勝敗は度である。
- ii) 度数の総計が引き分けの場合、各度中の小数(二十射のうちの的中数)の総計で勝敗を決める。例えば、一度が左7-右5(左勝)、二度が左6-右9(右勝)、三度が左8-右8(持)であれば、度数の総計は引き分けである。この場合、小数の総計は、左(7+6+8=21)、右(5+9+8=22)となり、総計は右勝である。
- iii) 勝負舞の曲目は、左方が「陵王」、右方が「納蘇利」である。
- iv) 度数は始め十度であったが、三度ないしは五度が慣例となる。
- v) 「左無利」のときには度数を延長する。となる。賭弓の勝負楽と勝敗にも規則性があること、左方に有利にする記載が示されている、度数に変化が生じるという点で、相撲に類似する点が多いことが指摘できる。

三、競馬

まず、9世紀段階の五月五日節会の六日儀において催された競馬を見ると、『内裏式』『儀式』においては、競馬が行われた五月六日の次第には奏楽すら見えない。なお、『北山抄』(年中要抄下 十月)には「廿日、競馬負方献物事」、『小野宮年中行事』には「廿一日、競馬負方献物事、^{或注廿二日、近代不行此儀}」と見え、実際に9世紀段階では「先是、五月六日左右馬寮於武徳殿前、競馳御馬。以決勝負、右御馬負焉。至是、右方三衛府及馬寮共奉輸物、兼奏雜樂、宴竟賜祿有差」²⁵⁾など十月の「負態」の事例が散見する。つまり、六日儀の競馬の勝敗は十月に行われる「負態」に連なっていた。

宇多朝以降、五月五日節会が行われることは希になり、天慶七年(944)に久しぶりに行われた後²⁶⁾、安和元年(968)には、村上天皇の忌月を理由に五月五日節会は事実上廃絶した²⁷⁾。廃絶後に編纂された『北

山抄』(巻第八 大将儀 五月節六日競馬)では、『内裏式』『儀式』と同様に競馬の後に奏楽する次第は見えず、勝方が拝舞するのみである。したがって、当日に勝負楽を奏する次第は存在しなかったと考えてよい。

ただし、久しぶりに行われた天慶七年の五月五日節および『西宮記』の記述はやや異なる。

A 『西宮記』(恒例第二 五月 六日幸武徳殿)

(前略) 此間、競馬。隨勝負判勝、負方判勝。并馬允毎度相替。又負方御馬先出、表手下手、左右相連。

馳了、當日有貢馬者、不加覽加十列。雅楽奏音楽。

於埵東奏雅王、納蘇利類。 勝方王御拜。(後略)

B 『九曆』天慶七年五月六日条

(前略) 申一點初競馬、

一番、左、總坂九草毛、騎人漢人弘富、
右、總坂十九草毛、騎人山邊清盛、勝。

一的以上左有利、二的以下右既勝、左數指府生替居、左馬允又替、

二番、左、四槽毛、雀部連則、勝、
右、秩父十三草毛、多崎生。

三番、左、太政大臣實鹿毛、三宅高則、勝、
右、小野先二、長茂行。

四番、左、右大臣實赤毛、神山雄、勝、
右、秩父九草毛、多崎生。 右已勝、而依天判左勝、

五番、左、總坂十四、上道佐命、勝、
右、眞衣野六、三宅朝晴。

六番、左、十五、長経行、勝、
右、秩父九、福毛、三宅最木。

七番、左、太政大臣實二赤毛、凡内直興、勝、
右、新治八鴨毛班、紀仲秀。

八番、左、眞衣野二、船木利秀、勝、
右、總坂十三草毛、下毛野助則。

九番、左、左大臣二栗毛、茨田佐平、勝、
右、望月十九鹿毛、六人部是正。

十番、左、總坂四鹿毛、御春兼用、勝、
右、小野後二、國種行。

雅楽寮奏乱聲、此間數指府生、毛奏内豎、馬允等退歸、乱聲了奏陵王、舞所埵東、馳道南庭。 樂畢勝方親王・公卿下殿、経左近陣北邊列立庭前、馳道南庭、西面北上、親王以下參議以上一列、
僧中少將不拜、是失也。 拜舞畢、昇殿着座。(後略)

Aでは、それまで競馬の直後になかった奏楽が見られる。奏楽の主体は「雅楽」寮で、曲目は「龍王」(陵王)「納蘇利」を挙げている。この二曲は賭弓の勝負楽に用いられるものと同じであり、次に検討するように、臨時の行幸競馬における競馬の勝負楽にはこの二曲が用いられていた。では、9世紀には「負態」での奏楽はあるものの、当日は勝負楽の奏楽すらなかったものが、競馬の直後に「龍王」「納蘇利」を奏するとしているのはどういうわけか。

Bは、天慶七年の五月五日節の二日目に武徳殿に行幸して行われた競馬と奏楽である。競馬は十番行われ、左方が七勝、右方が三勝で総計は左勝である。十番が終了した時点で「雅楽寮」が「乱声」と「陵王」を奏している。「陵王」しか奏されていないことから、総計左勝の勝負楽であると考えられる。また、「舞所埵東」とある点は『西宮記』の「於埵東舞」に対応するから、AはBをもとに記された可能性が高い。それまで儀式

書に見られなかった競馬直後の奏楽が具体的に記されているのも、天慶七年の事例をふまえてのことであろう。

では、なぜ天慶七年にそれまで当日に行っていなかった総計の勝方勝負楽を行ったのか。当年の節会を催すに当たり、正月二十四日に朱雀天皇は師輔に五月五日節会を催す旨を仰しているが、その時天皇は「件節去延長五年以降無有供奉、毎年節会供奉諸司、猶致緩怠、何況經年大節雖催行、恐有其怠」と述べ²⁸⁾、五月五日当日には師輔も「此彼有節事、先帝去延長五年被行件節之後、至于去年十七箇年無件節」と記し、十七年ぶりの節会催行であったことが確認出来る。さらに、『九曆』五日条には、問題が発生した場合に「延長五年例」に「准」じて対応している。「延長五年新式」という表記も見え、その「新式」に準じて競馬直後に勝負楽を行ったものと考えられる。その延長五年には、すでに神泉苑・朱雀院への行幸競馬が頻繁に行われるようになっていたことから、相撲の場合と同様に節会と行幸競馬の相互浸透があったと見るべきだろう。

9世紀末からは、五月五日節会ではなく、神泉苑や朱雀院、撰関私邸への行幸に伴う競馬が中心となる。神泉苑を場とした行幸競馬は寛平七年(895)「天皇幸神泉苑。臨覽池水。令鷗鷺喫遊魚。觀騎射走馬」²⁹⁾が初例で、これ以降は神泉苑や朱雀院への行幸競馬が史料に散見する³⁰⁾。

C 『新儀式』(行幸神泉苑覽競馬事)

(前略) 御馬馳了。勝方奏楽。次方人拜舞復座。(後略)

D 『江家次第』(巻第十九 臨時競馬事)

(前略) 土御門殿競馬次第、長和三年。

(中略) 御馬競、此間隨勝負判酒、勝方近衛次符勅盃、用造酒司酒、仍呼平如常。 勝方奏楽 拜舞、(後略)

村上朝に成立したCには「勝方奏楽」が見えることから、行幸競馬においては10世紀半ばには勝負楽が奏されていたことが確認され、おそらく9世紀末の行幸競馬成立当初からではなかったかと思われる。『新儀式』の編纂も五月五日節会が完全廃絶を迎えたのも村上朝であることから、遅くとも10世紀半ばには、節会廃絶と行幸競馬の成立によって「勝負楽」が奏されるようになっていたと言える。

実際にどのような曲目が奏され、どの勝敗に基づく勝負楽なのかは儀式書から読み取ることが出来ないもので、Dが先例として記載している長和三年(1014)五月十六日の土御門第行幸競馬の次第をみてみたい。

十六日、辛丑、未明修諷誦清水寺、今日幸蓮府、

上東門、号士御門院、未知故。（中略）奏御馬名毛，次左右近衛府生各一人起陣着埜西邊胡床，左在馳道北、府生各一人、須先移立埜西邊之後、近衛一人執胡床移而賜之、而今日官人先立胡床、太失前跡。一番將監多武文、將監播磨保信。右被打鼓，武文前立不入四五丈許，度々左大臣差使仰遣，忽不入，甚不足言，似怖畏保信，諸卿嘲弄，武文去年負者也，今般廻計可決雌雄，去年負畢，今度不廻乘極奇怪也，保信許可称雄云々，武文馳度之間，滿座放嘲語，左將脱衣被武文，左大臣勸当左將，諸卿皆云，太無故之被物云々，誠然矣，二番將監茨田重方、府生秦正親。左勝，重方從輿馳出，尤雄也，方將等多被物，三番府生塞部是國、將監下毛野公忠。右被打鼓，四番府生櫻本寺生下毛野公忠。右被打鼓，五番番長部下部清武、府生清井正武。左勝，六番番長尾張時頼、府生佐伯光頼。左勝，七番番長秦武重、近衛播磨貞保。右被打鼓，八番番長秦武力、將曹多武吉。左勝，九番近衛下毛野光武、將曹大石奉吉。左勝，十番府生物部武仁、將監高扶宣。右勝，西剋競訖，左右馬允退，大納言實信・公任云、馬允不給胡床、終日持墮立、不可堪、可居胡床者、左大臣云、專不可居、前例不然者、朱雀競馬式不見居胡床之由。次左近奏龍王畢，從右陣方奏，不可然事也，勝方王卿於庭中拜舞，西面、還着本座，負方王卿候御前、次左右近騎射者各七人，（後略）

（『小右記』長和三年五月十六日条）

まず競技主体であるが，競馬の騎尻はすべて近衛府官人であり，一人が一番ずつ対戦する形式をとるから，競技方法としては相撲に同じである。この日は総じて十番の競馬があり，勝負楽には「左近」が「龍王」を奏していることから，左方の勝負楽は「龍王」（陵王）であるとわかる。一方，右方は奏しようとはしたものの，「不可然事也」として停止されているため明確ではないが，事前に「府帰徳装束借按察納言，明後日競馬騎者料也，納蘇利装束借右衛門督」³¹⁾と見えるので，「帰徳」ないしは「納蘇利」が念頭におかれて準備されていたことがわかる。また，前年にも同様に土御門第行幸競馬が行われており，その中では「秉燭後左近奏龍王了，左大臣云，右大將藤原朝臣儲候納蘇利乎者，答云，若実仰坎，相府大笑云，可奏納蘇利者，仍出舞，実依右勝殊有此事坎」³²⁾とあるので，勝負楽として準備されたのは「納蘇利」だと考えられる。

最終番の勝敗が右方の勝であるにもかかわらず，勝負楽が左方の「龍王」のみであることは，賭弓と同様に勝負楽に関係のある勝敗が一つであることを意味している。一・三・四・七番に見える「右被打鼓」は勝敗が不明確なので，総計を確定するために「鼓」と勝敗の関係を検討してみよう。前日に「將監保信可会武文云々，密々可被打鼓之由示中將，々々退去後，面仰保信」³³⁾と見えており，実際に一番で多武文と対戦した右方騎尻保信は「鼓」を打たれており，三・四・七番の「鼓」も打たれたのはすべて右方であることから，

右方に意図的に「鼓」を打たれた可能性が高い。『小右記』長和二年九月十六日条では「二番左將監茨田重方，右府生秦正親，々々被打籠鼓」とし，この勝敗を同日条の『御堂関白記』では「二番左將監茨田重方，右府生秦正親，左勝，是鼓也」と記している。また，『中右記』寛治五年（1091）三月二十七日条の「七番，公胤、行忠、鼓，八番，忠久、兼忠、鼓」に対し，同日の『後二条師通記』は「七番左公種，勝、右行忠，八番左忠久，勝、右兼忠」としている。つまり，単に「鼓」と記す場合は打たれた側に記し，打たれていない側の「勝」を意味する。そうすると，「鼓」は左方を有利にするために働いていることが明確である。結果，長和三年の競馬の総計は左勝九に対し右勝一で左勝，勝負楽の「龍王」は，賭弓の勝負楽の奏され方と同様，総計に起因して奏されたと考えられる。

以上のことから，競馬の勝負楽について整理すれば以下のとおりである。

- (i) 競馬の勝負楽は10世紀初頭の行幸競馬の成立時から奏されるようになった。
- (ii) 左方の勝負舞は「龍王」（陵王），右方は「納蘇利」である。
- (iii) 総計の勝方が勝負楽を奏する。
- (iv) 「鼓」は打たれた側の「負」を意味し，左方に有利にはたらく。

おわりに

以上，本論で検討した，儀式書に見える勝負儀礼における勝敗と勝負楽の関係についての結論を表示すれば，次の表2のようになる。

表2 儀式書に見える勝敗と奏楽基準

| | 左方 勝負舞 | 右方 勝負舞 | 奏楽基準 |
|------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 相撲 (召合) | 抜頭 | 納蘇利 | ①最手勝方乱声・勝負舞 ②総計勝方乱声・勝負舞 |
| 賭弓 | 陵王 | 納蘇利 | 総計勝方乱声・勝負舞 |
| 競馬 | 陵王 | 納蘇利 | 総計勝方乱声・勝負舞 |

*引き分けの場合はいずれも左右共に奏楽する。

次の課題は，この結論を基準に古記録の具体的事例を検討することを通して，勝負儀礼の歴史的変遷，それと国家構造の転換や政治過程との関連，天皇制正当化論理としての勝負儀礼の役割などについて，解明していくことである。

最後に，「左方」=「帝王方」という勝負儀礼の原則を念頭において，儀式書が描く撰関期のあり方から院政期のあり方への変化，また9世紀から10世紀への転

換について、いくつかの事実関係を簡単に指摘しておく。

院政期になると、相撲では最手の取り組みが行われないことや、左方は勝敗にかかわらず先に奏楽するようになるなどの変化が見られる。だが、これは左右共に勝敗にかかわらず奏楽するということの意味しない。左方のみ、という点をむしろ重視せねばならない。賭弓では、対戦数が十度より三度に減少する。三度が恒例になってからは、三度で「左方無利」の場合には引き延ばされる。競馬の場合、意図的に「鼓」が右方に打たれる。これらも左方を有利にする措置である。これらの詳細については本稿でふれなかった相撲における「天判」を中心に事例の分析を通して明らかにすることができるだろう。

また、これら三種の勝負儀礼の奏楽のあり方は、いずれも9世紀までの段階と10世紀以降とで違いが認められる。相撲の場合、「相撲節会」においては総計勝方勝負楽が無く、「召合」になって初めて奏されるようになった。賭弓では「勝負楽」という形ではなく、「懸物」であった。競馬の場合、五月五日節会においては当日に勝負楽は奏されず、十月の「競馬負態」で奏されていた。この変化は、国家のあり方の転換と密着する儀礼体系の転換という大きな課題と関係している。以上の課題について、続稿以降で具体的に論じていきたい。

【注】

- 1) 『続日本紀』天平六年(734)七月七日条。
- 2) 大日方克己「相撲節」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館 1993, 91~13頁)・吉田早苗「平安前期の相撲人」(『東京大学史料編纂所紀要』第7号1997, 1~14頁)では、「節会」が縮小・変質して「召合」になり、その過渡的存在として「節代」を位置づけている。「節会」「節代」「召合」の位置づけと展開過程については別に取り上げるべき問題であるので次稿で論じたい。
- 3) 『類聚国史』卷第七十二 歳時三 射礼。
- 4) 大日方克己「射礼・賭弓・弓場始一歩射の年中行事一」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館 1993, 7~39頁)。
- 5) 関根奈巳「撰定期相撲節における勝敗」(佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版 2005, 155~176頁)。氏を始め、相撲儀礼に関する論考には、9世紀段階の相撲儀礼のみならず、10世紀以降の相撲儀礼も「相撲節」と表記されることが多く、儀礼の転換が重要視されていないことがわかる。

- 6) 奏楽の先行研究については、荻美津夫「相撲儀式と楽舞」(『古代文化』31-12, 1979, 26~37頁)・廣瀬千見「相撲節会と楽舞—儀式書にみられる相撲と勝負楽の関連—」(藺田稔・福原敏男編『祭礼と芸能の文化史』思文閣出版 2003, 29~45頁)、同「相撲節会の勝負楽」(『古代文化』56-6, 2004, 22~33頁)、関根氏前掲論文参照。
- 7) 廣瀬氏・関根氏前掲論文。
- 8) 荻氏前掲論文。
- 9) 「相撲節会」においては左右相撲司が編成され、親王が別当を勤めていた。一方、「召合」の運営は左右相撲司ではなく、近衛府が行うようになることが大日方氏によって指摘されている(大日方氏前掲論文)。
- 10) 『日本三代実録』仁和二年(886)六月二十五日条・同年七月二十五・六日条。
- 11) 『日本紀略』延喜十三年(913)七月二十六・七日条。
- 12) 「相撲節会」「節代」では「占手」「垂髪」「総角」を含めて二十番の相撲がとられる。一方、「召合」ではそれら三番が省略され、十七番になったとされている(大日方氏前掲論文)。
- 13) 廣瀬氏前掲「相撲節会の勝負楽」。同氏「抜頭と相撲節会—勝負楽としての抜頭と陵王一」(『智山学報』第50, 2001, 141~159頁)。
- 14) 上参郷祐康『日本の古典芸能 第二巻 雅楽』平凡社 1970)。
- 15) 『西宮記』恒例第二 七月 相撲事等。
- 16) 同前。
- 17) 本康親王は、元慶六年(882)に右相撲司別当として名前が見え(『日本三代実録』元慶六年六月二十六日条)、そのとき左方別当だった時康親王が元慶八年に光孝天皇として即位してからは、本康が左相撲司別当となっている(『日本三代実録』仁和二年六月二十六日条)。なお、相撲司は楽舞が中心的役割の一つであり、伎楽面の制作や鼓などの楽舞関連の物品管理も行っていたことが明らかにされている(吉田早苗「平安前期の相撲節」〈国立歴史民俗博物館研究報告』第74集 1997, 1~24頁)。このことから、本康親王の言う「先例」は「相撲司別当」としての自身の経験に基づくものと考えられる。
- 18) 「新烏蘇」は主に、「召合」の翌日、「御覧」「拔出」「追相撲」の際、相撲取り組み終了後に左右ともに奏する内、右方の曲目の一つとして用いられる場合が古記録に多く見られるが、「召合」当日に奏楽される事例は見あたらない。
- 19) 『日本三代実録』仁和三年(887)七月二十五・六日条。

- 20) 『舞楽要録』では、延長六年(928)七月二十八日の「拔出」で「陵王」「新鳥蘇」、承平四年(934)七月三十日の「拔出」で「陵王」、同六年七月二十九日での「拔出」で「陵王」、天慶六年(943)七月二十八日の「拔出」で「陵王」、同七年七月三十日の「拔出」で「新鳥蘇」が奏されている事例を確認できる。
- 21) 『貞信公記』延長五年(927)正月十九日条。
- 22) 『西宮記』恒例第一 正月 賭射。
- 23) 『御堂関白記』寛仁元年(1017)正月十八日条。
- 24) 『小右記』寛仁三年(1019)正月十八日・十九日条。
- 25) 『続日本後紀』承和二年(835)十月二十二日条。
- 26) 『九暦』天慶七年(944)五月三日・五日・六日条。
- 27) 『日本紀略』安和元年(968)八月二十二日条。村上天皇崩御については、「日本紀略」康保四年(967)五月二十五日条。
- 28) 『九暦』天慶七年(944)正月二十四日条。
- 29) 『日本紀略』寛平七年(895)三月三日条。
- 30) 寛平九年(897)五月十七日(『日本紀略』)・延喜八年(908)五月二十八日(『花鳥余情』十八藤裏葉)・延喜十八年(918)二月二十日(『花鳥余情』十八藤裏葉)には神泉苑、延喜十六年(916)九月二十八日(『日本紀略』)・延長二年(924)十月二十一日(『日本紀略』)・応和三年(963)五月十四日(『日本紀略』)・康保二年(965)五月二十四日(『日本紀略』)には

朱雀院で競馬が催されている。撰関私邸での競馬は応和二年(962)四月二十四日(『日本紀略』)の藤原実頼第が初見である。

- 31) 『小右記』同年五月十二日条。
- 32) 『小右記』長和二年(1013)九月十六日条。
- 33) 『小右記』同年五月十五日条。

【文 献】

- 大日方克己「相撲節」・「射礼」・「賭弓」・「弓場始一歩射の年中行事」・「五月五日節一律令国家と弓馬の儀礼一」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館 1993)
- 吉田早苗「平安前期の相撲人」(『東京大学史料編纂所紀要』第7号 1997)・「平安前期の相撲節」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第74集 1997)
- 関根奈巳「撰関期相撲節における勝敗」(佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版 2005)
- 荻美津夫「相撲儀式と楽舞」(『古代文化』31-12)
- 廣瀬千晃「相撲節会と楽舞一儀式書にみられる相撲と勝負楽の関連一」(藺田稔・福原敏男編『祭礼と芸能の文化史』思文閣出版 2003)・「相撲節会の勝負楽」(『古代文化』56-6)・「抜頭と相撲節会一勝負楽としての抜頭と陵王一」(『智山学報』第50 2001)
- 上参郷祐康「宮廷行事と雅楽」(『日本の古典芸能』第二卷雅楽 平凡社 1970)